

平成 25 年 6 月 17 日

第 3 回廿日市市議会追加議案説明書（その 1）
(第 2 回定例会)

廿 日 市 市



第3回廿日市市議会追加議案説明書（その1）目次

議案第69号 市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する 条例	1
議案第70号 職員の給与の特例に関する条例	3



(議案第69号)

市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例

(人 事 課)

1 制定の理由

国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給与を時限的に減額する特例措置を講じようとするものである。

2 条例の内容

(1) 市長、副市長及び教育長の給料月額及び期末手当（以下「給料月額等」という。）の支給に当たっては、給料月額等から、給料月額等に次の表に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職 名	割 合
市 長	100分の15
副市長	100分の10
教育長	100分の8

(2) 減額する期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで

3 施行期日

平成25年7月1日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなけ

ればならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、べき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 教育公務員特例法

第16条

- ② 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。

職員の給与の特例に関する条例

(人 事 課)

1 制定の理由

国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、職員の給与を時限的に減額する特例措置を講じようとするものである。

2 条例の内容

(1) 職員の給与に関する条例の特例

ア 紙料の減額

次の表に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額の支給に当たっては、当該職員の給料月額から、給料月額に同表に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給 料 表	職 務 の 級	割 合
行政職給料表	1級及び2級	100分の2.27
	3級から6級まで	100分の5.27
	7級	100分の7.27
消防職給料表	1級から3級まで	100分の2.27
	4級から6級まで	100分の5.27
	7級	100分の7.27

イ 手当の減額

管理職手当、地域手当、期末手当及び勤勉手当の支給に当たっては、各手当の額から、それぞれ次の表に定める額に相当する額を減ずる。

手当の名称	手当の額から減ずる額
管理職手当	当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

地域手当	当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
期末手当	当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の3.5を乗じて得た額
勤勉手当	当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の3.5を乗じて得た額

(2) (1)の特例に伴う規定の整理

- ア 勤務しない場合の給与の減額並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、減額後の給与額を用いる。
- イ 職員の育児休業等に係る部分休業及び介護休暇取得に係る勤務1時間当たりの給与額は、減額後の給与額を用いる。
- ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に規定する派遣職員への給与支給額の上限額を減額後の給与額に引き下げる。

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例

- ア 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用した職員に対する給料月額及び業績手当（以下「給料月額等」という。）の支給に当たっては、当該職員の給料月額等から、給料月額等に次の表に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

号 給	割 合
1号給から4号給まで	100分の5.27
5号給及び6号給	100分の7.27

- イ 地域手当及び期末手当の支給並びに勤務1時間当たりの給与額の算出に当たっては、(1)イ及び(2)アに準じる。

(4) 減額する期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで

3 施行期日

平成25年7月1日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第24条

③ 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

⑥ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

第3条 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の給料月額の100分の4に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律

第19条

② 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、国家公務員育児休業法第26条第2項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合の国家公務員の給与の支給に関する事項を基準として定める条例の定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。

(5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律

第7条 派遣職員の派遣の期間中の給与及び派遣職員が派遣の終了後派遣先の業務上の負傷又は疾病に起因して、当該負傷若しくは疾病に係る療養のため若しくは当該疾病に係る就業禁止の措置により勤務しないとき、又は地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときの当該勤務しない期間又は休職の期間中の給与、派遣職員が退職したときの退職手当並びに派遣職員に対する旅費の支給については、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第2条第1項の規定により派遣される国家公務員の給与及び旅費の支給に関する事項を基準として条例で定めるものとする。

(6) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

第6条

② 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認めら

れる業務であつてその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

